

行橋市議会基本条例

目次

- 第1章 目的及び活動原則（第1条—第3条）
- 第2章 議会の組織構成（第4条—第8条）
- 第3章 市民との関係（第9条・第10条）
- 第4章 市長等との関係（第11条—第14条）
- 第5章 議会の運営（第15条—第18条）
- 第6章 議会事務局及び議会図書室（第19条・第20条）
- 第7章 議員定数及び議員報酬（第21条）
- 第8章 補則（第22条）

附則

第1章 目的及び活動原則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会が市政における唯一の議決機関として、真の地方自治の実現をめざすため、行橋市議会（以下「議会」という。）及び行橋市議會議員（以下「議員」という。）の基本的事項及び責務について定めることにより、市民の負託に応え、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、公開性及び公正性を確保し、説明責任を果たすため、市民に開かれた議会をめざす。

2 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長及び執行機関の長（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視する。

3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営をめざす。

4 議会は、市民の市政への参加及び理解が高まるように議会運営及び情報発信を行う。

5 議会は、議会の役割を追求し、常に議会改革に努める。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が議論の場であること及び合議制の議決機関であることを十分に認識し、議員相互間の討議を尽くし、合意形成に努める。

2 議員は、個別の事案のみにとらわれず、市民全体の福利の向上をめざして活動する。

3 議員は、市政全般についての課題並びに市民の意見及び要望を的確に把握し、市政へ反映するよう努める。

4 議員は、自己の能力を高めるために研さんしに努め、市民の代表としてふさわしい活動をする。

第2章 議会の組織構成

(議長及び副議長)

第4条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、所信表明する機会を設けることができる。

2 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を

保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会における秩序保持に努め、議論を取りまとめる。

2 委員長は、委員長報告の作成に責任を持ち、質疑に対する答弁を行う。

(全員協議会)

第6条 議会は、議会及び市政上の諸問題について協議し、全議員の意見を求め、または賛否を問うため、行橋市議会全員協議会を開く。

2 行橋市議会全員協議会について必要な事項は、別に定める。

(会派及び代表者会議)

第7条 議員は、議会活動を行い、政策等を議論するため、会派を結成することができる。

2 議会は、各会派間における意見調整、議会の人事及び市長提出の人事案件等の政治的案件を協議するため、代表者会議を置く。

3 前項の代表者会議において、各会派の代表者は、会派に所属しない議員の意見にも配慮する。

4 会派及び代表者会議について必要な事項は、別に定める。

(議会運営委員会)

第8条 議会は、議会の運営、会議規則、委員会に関する条例等及び議長の諮問に関する事項を調査し、これらに関する議案、請願等を審査するため、議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会について必要な事項は、別に定める。

第3章 市民との関係

(市民と議会の関係)

第9条 議会は、市民に分かりやすい議会活動をめざし、審査の過程、資料等の情報公開を行う。

2 議会は、秘密会の場合を除き、全ての会議を公開する。

3 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度を活用して、事案の関係者及び専門的識見を有する者の意見を議会の討議に反映させるよう努める。

4 議会は、広く意見を集めて議会の活動に反映させるよう努める。

5 議会は、議会活動について市民に報告し、市民と意見を交換する議会報告会を開く。なお、必要な事項は別に定める。

6 議会は、請願を審査するにあたり、請願者又は紹介議員からの説明の機会を設けることができる。

(議会広報の充実)

第10条 議会は、時代に即した多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、より分かりやすい議会広報活動に努める。

第4章 市長等との関係

(議会の政策立案等)

第11条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極的に政策立案及び提言を行う。

(質問、質疑の方式)

第12条 議員は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、議会における一般質問を一括方式又は一問一答の方式で行うことができる。

2 議会は、市長等に議員の質問及び質疑の趣旨に沿った的確な答弁を求める。

3 本会議及び委員会において、市長等は、議員の質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を聞くことができる。

4 議会は、会期中又は閉会中にかかわらず、市長等に対し文書による質問を行い、回答を求めることができる。なお、必要な事項については別に定める。

(予算及び決算の審議)

第13条 議会は、予算及び決算に関する特別委員会を設置することができる。

2 議会は、次に掲げる項目をふまえ、十分な予算及び決算の審議を行う。

(1) 施策又は事業の必要性及び実施の背景

(2) 施策又は事業の目的

(3) 成果目標

(4) 施策又は事業の対象

(5) 実施方法

(6) 施策又は事業の内容

(7) 関連する事業の有無

(8) 費用及び財源内訳

(市長等への出席要請)

第14条 議長は、審議における説明の必要性に基づいて市長等へ出席要請を行う。

第5章 議会の運営

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、市民全体の奉仕者及び特別職公務員としての倫理性を自覚し、自己の地位による影響力を行使して自己の利益を図らないよう、行橋市政治倫理条例（平成7年行橋市条例第19号）に定める倫理規準を遵守しなければならない。

(研修及び視察)

第16条 議会は、議員の資質及び議会の政策立案能力の向上を図るために、研修会等の充実に努める。

2 議員は、研修及び視察の内容を活かし、積極的に政策立案及び提言を行うように努める。

3 議会は、研修及び視察に要した費用及び活動状況を市民に公開する。

(政務活動費)

第17条 議員は、別に条例で定めるところにより交付を受けた政務活動費を、適正に執行し公開する。

(議会費)

第18条 議会は、適正な議会の活動費を確立するため、議長交際費を含めて、議会費の使途を公開する。

第6章 議会事務局及び議会図書室

(議会事務局の充実)

第19条 議長は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化に努める。

(議会図書室の設置)

第20条 議会は、議会図書室を設置する。

2 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、図書の充実に努める。

第7章 議員定数及び議員報酬

(議員定数及び議員報酬)

第21条 議員定数及び議員報酬については、別に条例で定める。

第8章 補則

(議会改革及び条例改正)

第22条 議会は、この条例を定期的に検証し、社会情勢等の変化により新たに生じる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組む。

2 議会は、議会に関する他の条例等の改正が必要と認められる場合は、本条例の趣旨をふまえ適切な措置を講じる。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成26年9月24日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月19日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。